

## 5. ミンスク議定書



ウクライナ東部のドネツクおよびルガンスク地域における武力紛争の調停のため、2014年9月1日、ベラルーシのミンスクにおいて独・仏および欧州安全保障協力機構 (OSCE) の調停の下に、ロシアとウクライナ間でミンスク議定書が取り交わされた。2015年2月12日には具体的に停戦の開始日時、三者コンタクト・グループの役割が規定された。OSCEの監視活動はロシア侵攻後の2022年4月まで継続して行われた。

### ❖ウクライナ大統領ペトロ・ポロシェンコの平和計画とロシア大統領ウラジーミル・プーチンのイニシャティヴの履行をめざす共同歩調に関する三者コンタクト・グループ間協議に基づく結果についての議定書(抜粋)❖

2014年9月1日

2014年9月1日にミンスクにて行われた協議の参加者によって提起された提案の検討と討議に基づいて、ウクライナ、ロシア連邦、および欧州安全保障協力機構 (OSCE) の代表者から成る三者コンタクト・グループは以下のステップを実

行に移す必要性に合意した。

1. 両国間における武器使用の即時停止を確保する。
2. OSCEによる武器不使用体制の監視および検証を保証する。
3. ドネツクおよびルガンスク地域のいくつかの地区における地方自治の暫定的地位に関するウクライナ法(特別地位に関する法律)の立法化を含む権力分散を実行する。
4. ウクライナとロシア連邦の国境地域における安全地帯の創設とともに、OSCEによるウクライナ・ロシア国境の監視および検証を保証する。
5. 捕虜および非合法的に拘束された人々を即時に解放する。
6. ウクライナのドネツクおよびルガンスク地域のある地区において発生した事象に関して起訴および処罰を禁止する法律を制定する。
7. 包括的な国家間対話を行う。
8. ドンバスにおける人道的状況の改善を目的とする方策を採用する。
9. ウクライナ法(特別地位に関する法律)に合致する早期の地方選挙の実施を保証する。
10. 戦士および傭兵とともに、非合法の軍事形成、軍事的ハードウェアをウクライナ領土から除去する。
11. ドンバスの経済的復興およびその地域における経済活動の回復のためのプログラムを採用する。
12. 協議参加者のために個人の安全を保証する。(略)

出典:国連文書 S/2015/135 Annex I